協議第34号

合併協定項目19「慣行の取扱い」について、次のとおり提出する。

平成16年1月15日提出

浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町合併協議会 会 長 宇 津 徹 男

慣行の取扱いについて

- 1 市章、市の花、市の木、市の魚及び市民憲章については、新市において定める。
- 2 各種宣言については、新市において定める。
- 3 名誉市民制度については、新市において定める。ただし、すでにその称号を授与されている名誉市町村民については、新市においても名誉市民として引き継ぐ。

平成 年 月 日確認

慣行の取扱い

	慣行の取扱い				
	浜田市	金城町	旭町	弥栄村	三隅町
市町村 章	【制定年月日】 昭和15年12月21日	【制定年月日】 昭和35年7月10日	【制定年月日】 昭和33年12月1日	【制定年月日】 昭和42年9月27日	【制定年月日】 昭和30年4月1日
	【説明】 波頭の図案化したものをもって「浜」を象徴し、中央の星は十字星で輝く前途を表わし同時に全体として「田」の文字を表徴する。	【趣旨】 金城(カナギ)の「カ」の字 を図案化し、中央の三角状は町 の産業発展を秘めたものであ る。	【説明】 町名の「旭」を図案化したもので和をもった平和な町を象徴している。	もって象徴し、力強く円を描い て、村内の融和を、また大小の	【説明】 昭和30年4月1日新町発足記念として制定、スの3字を図案化し相互にしっかりと組み、一致団結して将来の飛躍発展を象徴している。
			6	B	A
	市の花 「つつじ」 市の木 「松」 市のさかな 「カレイ」		町の花 「つつじ」 町の木 「梅」	村の花 「うめ」村の木 「杉」	町の花 「つつじ」 町の木 「うめ」
	【指定時期】 昭和43年9月11日 (花・木、花の日 4月10日) 平成2年10月6日 (さかな)	【指定時期】 昭和52年6月 (合併20周年記念)	【指定時期】 昭和43年11月3日	【指定時期】 昭和51年10月	【指定時期】 昭和60年11月3日

	浜田市	金城町	旭町	小 弥栄村	三隅町
市町村民憲章	の憲章を定め力をあわせて進みます 1 . きまりを守り 良い習慣を育てきれいな住みよいまちをつくります 2 . 働く喜びをもち 産業をおこし豊か	りをもち、誠実と愛情とに結ばれ、明る く強く前進するため、全町民の願いを込 めて、この憲章を定めます。 1.自然を愛し、心身ともに健全な楽し い家庭をつくります	の町民であることに誇りと責任を感じ、「五つの誓い」を実践に移し、よりよい 旭町を築くため、この憲章を定めます。 1.わたくしたち旭町民は、郷土を愛し、明るい町といたしましょう。	1 . めぐまれた自然を愛し、美しい住み よい村をつくります。 2 . 教養を高め希望に生き、文化のかお	三隅町 【制定時期】 昭和60年11月3日 【憲章】 わたくしたちは、三隅町民であることに誇りと責任をもち、明るく豊かで住みよい町づくりのため、この憲章を定めます。 1 自然を愛し、花と緑の美しい町をつくります。 1 教養をたかめ、情操豊かな文化の町
	なまちをつくります 3.からだを鍛え 健康で平和な家庭を つくります 4.教養を高め 若い力を伸ばし清潔で 活力あるまちをつくります 5.老人をうやまい こどもを大切にし 明るい社会をつくります	とよい風習を育てます 3.仕事に誇りをもち、豊かな生活をめ ざします 4. 祖先の偉業をたたえ日々を反省 し、教養を高めます 5.生命をとうとび、こどもと老人のし あわせを進めます	わしい、より豊かな町といたしましょう。 4 . わたくしたち旭町民は、善意をひろめ、しあわせな町といたしましょう。 5 . わたくしたち旭町民は、力をあわせ、伸びゆく平和な町といたしましょう。	3.進んで心と体をきたえ、健康で明るい村をつくります。 4.働くことに喜びをもち、活力とゆとりある村をつくります。 5.互いに立場を認めあい、こころ豊かな村をつくります。	をつくります。 1.スポーツに親しみ、心と体の健康な町をくります。 1.感謝と助け合いの心をもち、生きがいのある町をつくります。
宣言	浜田市スポーツ都市宣言 昭和55年10月10日制定 浜田市核兵器廃絶平和都市宣言 昭和63年8月6日制定 浜田市環境保全都市宣言 平成8年5月25日制定 浜田市青少年健全育成都市宣言 平成9年7月3日制定	非核兵器・平和の町宣言に 関する要望決議 平成元年3月16日定例会 ゆとり宣言に関する決議 平成2年10月4日定例会 「人間尊重の町」宣言決議 平成6年3月17日定例会 人権尊重の町宣言 平成9年7月12日制定	「ゆとり」の町宣言 平成3年9月30日定例会 「人権尊重」の町宣言 平成6年1月28日定例会	該当なし	非核・平和都市宣言 昭和63年9月28日制定 健康の町宣言 平成2年9月20日制定 人権尊重の町宣言 平成6年9月26日制定

	浜田市	金城町	旭町	弥栄村	三隅町
名誉市	【制度】	【制度】	【制度】	該当なし	【制度】
町村民	浜田市名誉市民条例	金城町名誉町民条例	旭町名誉町民条例		三隅町名誉町民条例
	に寄与しあるいは自治の発展に貢献し、 その功績が卓絶で市民の尊敬の的と仰が れる者に浜田市名誉市民の称号を贈る。 【選定の基準】	【目的】 本町の町民又は町民であった者で公共の福祉を増進し、又は産業文化の進展に寄与し、あるいは自治の発展に貢献し、その功績が卓絶で町民の尊敬の的と何がれる者には、この条例の定めるところにより、金城町名誉町民の称号を贈ることができる。	の福祉を増進し、又は産業文化の進展に 寄与し、あるいは、自治の発展に貢献 し、その功績が卓絶で町民の尊敬の的と 仰がれる者には、この条例の定めるとこ ろにより、旭町名誉町民を称号を贈るこ とができる。		【目的】 町民及び町民であつて者並びに町に縁故の深い者で、公共の福祉を増進、産業文化の進展に寄与、自治の発展に貢献、学術、技芸その他社会文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶で町の誇りとする者に対して、三隅町名誉町民を称号を贈る。
	本市の市民又は市民であった者で公共の福祉を増進し、又は産業、文化の進展に寄与しあるいは自治の発展に貢献し、その功績が卓絶で市民の尊敬の的と仰がれる者。		【選定】 名誉町民は、町長が旭町名誉町民選考 審議会の審議を経て町議会の同意を得て 選定する。		【選定】 名誉町民は、町長が三隅町名誉町民選 考審議会の審議を経て町議会の同意を得 て選定する。
	【選定の方法】 市長が浜田市名誉市民選考審議会の審議 を経て市議会の同意を得て選定する。		【審議会の設置】 町長の諮問に応じ、名誉町民の選定に 関し審議を行うため、旭町名誉町民選考 審議会を置く		【審議会の設置】 町長の諮問に応じ、名誉町民の選定に 関し審議を行うため、三隅町名誉町民選 考審議会を置く
	· - · · ·	【待遇】 ・町の行う式典への招待 ・死亡の際における相当の礼をもって する弔慰	する弔慰		【待遇】 ・町の行う式典へ招待すること ・死亡の際における相当の礼をもって する弔慰
	・その他市長が必要と認める待遇	・その他町長が必要と認める待遇	・その他町長が必要と認める待遇		・その他町長が必要と認める待遇
			【追彰】 審議会において名誉町民として答申することを適当度認めた者が、顕彰前に死亡したときは追彰することができる。		【追彰】 故人に対しても追贈することができ る。